

## 徳島県野鳥の森緊急伐木等業務仕様書

### 1 業務実施の根拠

徳島県野鳥の森管理要領（昭和51年5月13日）第2条2の規定及び野鳥の森内における枯損木の発生状況に基づき、この仕様書により実施する。

### 2 現場管理者及び現場責任者の選定と職務

受注者は、事業を着手する以前に、現場管理者及び現場責任者を選定し、その結果を様式1により、県に報告すること。

#### ア 現場管理者の職務

現場管理者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業の実施に関する監督員の指示等を、現場作業者に忠実に伝えること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、監督員の指示通りの実施ができないと判断される場合、現場作業者からその状況を把握し、現場の現況も把握した上で、監督員に報告すること。

(ウ) 事業実施期間中は、必要に応じて現場に赴き現場の状況を把握し、必要に応じて監督員に報告すること。

#### イ 現場責任者の職務

現場責任者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業実施期間中は事業地に常駐し、現場管理者の指導に従い、適正な事業実施に資するため、現場作業員を監督・指導すること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、現場管理者の指示通りの実施ができないと判断される場合、その内容を速やかに現場管理者に報告し、その指示を待つこと。

(ウ) 労働災害の発生を防止するための取り組みを常に講じること。

### 3 業務の内容

野鳥の森の安全性を確保するため次の業務を実施するものとする。

#### (1) 野鳥の森内に存在する枯損木の伐採

ア 伐採した枯損木については、3m以下で玉切りし観察路下側に整理する。ただし、利用者等の安全面を考慮し、観察路下側への整理が望ましくない場合は、この限りではない。

イ 伐採し、整理した枯損木から発生する枝条及び伐採に伴い発生した小径木、その他植生については、観察路下側に集積若しくは均等に散布して整理する。ただし、利用者等の安全面並びに景観を考慮し、観察路下側への整理が望ましくない場合は、この限りではない。

ウ 受注者は伐採完了後に伐採した木の番号、樹種、胸高直径、樹高等を整理し、履行状況報告書及び完了届にて報告する

#### (2) 野鳥の森観察路整備

ア 観察路や階段が崩れている場合、原型復旧による補修を行う。

イ 階段の補修で資材を使用した場合は、納品書を添付すること。

#### (3) その他必要な業務

ア 上記の業務内容以外で野鳥の森内における安全管理に必要な業務であると判断した場合は、発注者と協議のうえ、業務を行うものとする。

#### 4 着手報告

委託業務に着手したときは、様式 2 の着手届に、様式 3 の工程表を添付して提出すること。

#### 5 履行状況報告

委託業務期間中は、月毎の事業進捗状況を翌月の 5 日までに、様式 4 の履行状況報告書により報告すること。ただし、委託業務期間の終了月の報告については、「7 完了報告」により報告を省略することができるものとする。

#### 6 災害等の発生時の対応について

本事業実施中に労働災害や気象災害が発生した場合、受注者はそのすべての災害について、様式 2 による報告を速やかに行うこと。

#### 7 完了報告

委託業務が完了したときは、様式 6 の完了届に、様式 7 の業務日報を添えて速やかに提出すること。